

指定訪問看護・指定予防訪問看護

重要事項説明書

スミヤ訪問看護ステーション

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

【介護・医療共通】

1. スミヤ訪問看護ステーションの概要

(1) 事業者概要

事業所名称	スミヤ訪問看護ステーション
所在地	和歌山市納定11-4
介護保険指定番号	3060190117
法人種別	社会医療法人
代表者	角谷 正文
管理者	榎本 恵美
電話番号	073-475-0515
サービス提供地域	和歌山市・岩出市

(2) 職員体制と職務内容

職種	資格	職務内容	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	事業所職員の管理 及び 業務の一元的な管理	1名		1名
訪問看護	看護師	看護サービスの提供	3名 (含管理者)		3名
	准看護師			1名	1名
訪問看護 (リハビリ)	理学療法士	リハビリサービスの提供		4名	4名
	作業療法士			1名	1名
	言語聴覚士			1名	1名
事務		事務所の必要な事務処理	2名		2名

2. 事業の目的・運営方針

(1) 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者様に対して、適切な訪問看護を提供します。

(2) 事業の運営方針

- 一、指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、利用者様の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援いたします。
- 二、指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は利用者様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者様の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指します。
- 三、事業の実施に当たっては関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 営業日時

営業日	営業期間
月～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時
土曜日	午前 8 時 30 分～午後 12 時 30 分
休業日	日曜日・国民の祝日・12 月 30 日～1 月 3 日

営業日・営業時間帯以外でも、24 時間体制をとっておりますので、緊急時などは時間外でも訪問いたします。

※ 明らかに緊急を要する場合は、『119 番』 **救急車** を呼んで下さい。

※ 不安な時、迷った場合は、

『 **スマヤ訪問看護ステーション** 』に連絡して下さい。 **073-475-0515** （24 時間対応します）

4. サービス提供内容

① 看護行為(ご利用者様に対して)

- ・病状および一般状態の観察(血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定)
- ・身体の清潔(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴・手浴など)
- ・療養指導(生活上の注意事項や指導・食事指導・排泄に関する対策や指導)
- ・ターミナルケア

② 医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門、人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ、胃瘻チューブ管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア
- ・喀痰の吸引、排痰法等の管理
- ・点滴
- ・排泄ケア(浣腸・摘便など)
- ・その他の医療管理

③ リハビリ援助行為

- ・拘縮予防・歩行訓練
- ・言語訓練、嚥下訓練
- ・認知症予防の指導(趣味の活用・遊びリテーションなど)

④ 介護者に対して

- ・介護サービス等 社会資源に関する助言
- ・介護相談および指導(褥瘡予防、リハビリの方法、食事介助の工夫・方法、室内環境整備の工夫、安全対策の工夫、感染症に対する対応方法 など)
- ・介護者の健康相談・助言

⑤ 主治医に対して

- ・訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)及び訪問看護報告書の提出
- ・密接な連携を図る

5. サービス内容等に関する相談・苦情受付について

① 当事業所におけるご相談や苦情は下記で受け付けております。

相談・苦情担当者 榎本 恵美

TEL 073-475-0515 受付時間 8:30～17:00（土日祝日を除く）

② 行政機関その他受付時間

和歌山市介護保険担当課 TEL 073-435-1190 8:30～17:15（土日祝日を除く）

岩出市介護保険担当課 TEL 0736-62-2141 8:45～17:30（土日祝日を除く）

国民健康保険団体連合会 TEL 073-427-4662 9:00～17:00（土日祝日を除く）

6. 事故発生時の対応および賠償責任

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び関係各機関並びに利用者様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、天災等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき利用者様に重大な過失がある場合は損害賠償の額を減じることができます。

7. 緊急時の対応

サービス提供中に事故や体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき利用者様のご家族・主治医・救急機関
宅介護支援事業者等に連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準	1.明らかに緊急を要する場合は、『119番』 救急車 を呼びます。 2.その都度、関係先に連絡し、報告させていただきます。	

8. 個人情報の保護

1) 利用者様及びそのご家族に関する秘密保持について

① 事業者及び事業所の職員は、業務上知り得た利用者様及びそのご家族に関する秘密を正当な理由がなく、第三者に漏らしません。

② 事業所の職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者様及びそのご家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

2) [重要事項説明書付属文書]の個人情報提供に関する文書について

事業所は利用者様及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者が注意をもって管理し、また廃棄処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

なお、これらの記録物は、法に定められた期間（5年間）保管、その後廃棄処分するものとします。

9. 第三者評価の実施 なし

10. お支払方法

利用料・その他の費用はご利用になった月の合計金額により請求させていただきます。

請求書は、利用明細書を翌月初めに利用者様・ご家族にお渡しいたします。

お支払いにつきましては、原則 利用者様の口座から、『引落し』させていただきます。

11. その他

- ① 看護師等は年金の管理および金銭の取り扱いは出来かねます。
- ② 看護師等は利用者様の心身の機能回復、療養上の世話、診療の補助を行うこととされています。
それ以外の業務(食事・掃除等)は出来かねます。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のおもてなしはご遠慮いたします。

【介護保険利用料】

(イ) 基本利用料金

介護保険からの給付サービスをご利用される場合は、基本料金(料金表)の1割・2割・3割(介護保険負担割合証に記載されている割合)です。

但し、介護保険の区分支給限度基準額の範囲を超えたサービスのご利用は全額自己負担となります。

① 基本料金

(1) 訪問看護利用料 (利用者様)

(令和6年6月1日改定)

定)

(要介護認定)	基本料金 (訪問看護利用料)		
	1割	2割	3割
20分未満	327円	654円	982円
20分以上30分未満	491円	982円	1,472円
30分以上1時間未満	858円	1,715円	2,573円
1時間以上1時間30分未満	1,175円	2,351円	3,526円
理学・作業・言語療法による訪問	306円	613円	919円
理学・作業・言語療法による訪問 (1回の訪問で40分実施する場合)	613円	1,225円	1,838円

(2) 予防訪問看護利用料

(要支援認定)	基本料金 (訪問看護利用料)		
	1割	2割	3割
20分未満	316円	631円	947円
20分以上30分未満	470円	940円	1,410円
30分以上1時間未満	827円	1,655円	2,482円
1時間以上1時間30分未満	1,136円	2,272円	3,407円
理学・作業・言語療法による訪問	296円	592円	888円
理学・作業・言語療法による訪問 (1回の訪問で40分実施する場合)	592円	1,183円	1,776円

合)			
----	--	--	--

※ 早朝 6時 ~ 8時、夜間 18時 ~ 22時に訪問した場合 ⇒ 基本料金の1.25倍になります

※ 深夜 22時 ~ 早朝 6時に訪問した場合 ⇒ 基本料金の1.5倍になります。

② その他のサービスの加算料金

項目	基本料金			内容
	1割	2割	3割	
初回加算1 初回加算2 (初回月のみ)	350円 300円	700円 600円	1,050円 900円	新規に訪問看護計画を作成し、指定訪問看護を行った場合に算定します 『初回加算1』は、退院又は退所日に訪問した場合のみ算定します
退院時共同指導加算 (1回又は2回)	600円	1,200円	1,800円	退院又は退所するにあたり、訪問看護ステーションの看護師が退院時共同指導を行った場合に算定します
緊急時訪問看護加算 (1月につき)	600円	1,200円	1,800円	計画的な訪問以外に24時間体制で、必要時に電話相談、緊急訪問を行うことに対して1か月に1回算定します
ターミナルケア加算 (お亡くなり月)	2,500円	5,000円	7,500円	在宅でお亡くなりになった利用者様に対して、死亡日及び死亡日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に算定します。
特別管理加算(I) (1月につき)	500円	1,000円	1,500円	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態の利用者様に算定します。
特別管理加算(II) (1月につき)	250円	500円	750円	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態の利用者様に算定します

複数名訪問看護加算 I 30分未満 30分以上	254 円 402 円	508 円 804 円	762 円 1,206 円	1人で看護を行うのが困難な場合、看護師等が2名以上で看護を行った場合に算定します。
複数名訪問看護加算 II 30分未満 30分以上	201 円 317 円	402 円 634 円	603 円 951 円	1人で看護を行うのが困難な場合、看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に算定します。
長時間訪問看護加算	300 円	600 円	900 円	特別な管理を必要とする利用者様（特別管理加算 I・II の状態）に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合に算定します。
看護・介護職員 連携強化加算	250 円	500 円	750 円	介護職員が喀痰吸引等の業務が円滑に行われるように同行訪問や会議への出席をした場合に算定します。
サービス提供 体制強化加算(I) (1回につき)	6 円	12 円	18 円	サービスの質の向上と職員のキャリアアップの推進に取り組んでおり、質の高いサービスを提供する事業所を評価した加算です。
看護体制強化加算 (II) (1月につき)	200 円	400 円	600 円	一定割合以上の実績がある事業所に対して評価する加算です。

(ロ) その他

- ① 利用者様の急性憎悪の場合、主治医より特別訪問看護指示書が交付されるとその日から14日間に限り、**【医療保険】**の適用となります。

※ 状態により月2回「特別訪問看護指示書」が交付される場合があります。

- ② 下記、疾病の場合は医療保険の適用となっています。

末期の悪性腫瘍 ・多発性硬化症 ・重症筋無力症 ・スモン ・筋萎縮性側索硬化症 ・脊髄小脳変性症 ・ハンチントン病 ・進行性筋ジストロフィー症 ・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺 大脳皮質基底核変性症 パーキンソン病） ・多系統萎縮症（線条体黒質変性症 オリーブ橋小脳萎縮症およびシャイ・ドレーガー症候群） ・プリオン病 ・亜急性硬化性全脳炎 ・ライソゾーム病 ・副腎白質ジストロフィー ・脊髄性筋萎縮症 ・球脊髄性筋萎縮症 ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ・後天性免疫不全症候群 ・頸髄損傷 ・人工呼吸器を使用している状態

- ③ ご希望に応じて死後の処置を実費（15,000円 税込）にて行います。

【医療保険利用料】

※ 基本利用料金はお手持ちの保険証により、割合負担額が違ってきますのでご確認ください。

(1) 利用料金

(令和6年6月1日改定) (単位: 円/回)

項 目	基 本 料 金			内 容
	1 割	2 割	3 割	

【訪問看護基本療養費 I】

週3日まで	560円	1,110円	1,670円	訪問看護の基本料金です。
週4日以降	660円	1,310円	1,970円	訪問看護にお伺いした時、週の4日目以降からはこちらの金額になります。

【訪問看護基本療養費 II】 同一建物で3人以上の訪問看護を行った場合

週3日まで	280円	560円	830円	訪問看護の基本料金です。
週4日以降	330円	660円	980円	訪問看護にお伺いした時、週の4日目以降からはこちらの金額になります。

【訪問看護管理療養費 I】

月の訪問初日	770円	1,530円	2,300円	安全な提供体制を整備しており、訪問看護を実施するにあたり、計画的な看護管理を行っていることに対して算定しております。
月の2日目以降 (1日につき)	300円	600円	900円	

各種加算料金

【訪問看護基本療養費 I の加算項目】

難病等複数回 訪問加算	2回/日	450円	900円	1,350円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様で、特別訪問看護指示書の期間内に1日2回以上の訪問看護が必要な場合に算定します。
	3回/日 以上	800円	1,600円	2,400円	
緊急訪問看護加算 (14日目まで)		270円	530円	800円	利用者様からの求めに応じ、主治医の指示にて、緊急に訪問した場合に算定します。
長時間訪問看護加算		520円	1,040円	1,560円	長時間の医学的管理が必要な利用者様に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に算定します。
複数名訪問	看護師	450円	900円	1,350円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様に

看護加算	准看護師	380 円	760 円	1,140 円	対して、複数名の看護職員が訪問看護を提供する場合に算定します。
	看護補助者	300 円	600 円	900 円	
夜間・早朝訪問看護加算		210 円	420 円	630 円	夜間（午後 6 時から午後 10 時まで） 早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）に 訪問看護を提供した場合に算定します。
深夜加算		420 円	840 円	1,260 円	深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）に 訪問看護を提供した場合に算定します。

【 訪問看護管理療養費の加算項目 】

24 時間対応体制加算		680 円	1,360 円	2,040 円	利用者様の急変時に 24 時間連絡を受ける 体制を整えている加算です。
特別管理加算	重度	500 円	1,000 円	1,500 円	在宅悪性腫瘍患者指導管理、 在宅気管切開患者指導管理、 在宅麻薬注射指導管理、 在宅腫瘍化学療法注射指導管理、 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状 態又は、気管カニューレ、留置カテーテルを 使用している状態の利用者様に算定します。
		250 円	500 円	750 円	在宅自己腹膜灌流指導管理、 在宅血液透析指導管理、 在宅酸素療法指導管理、 在宅中心静脈栄養法指導管理、 在宅成分栄養経管栄養法指導管理、 在宅自己導尿指導管理、 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、 在宅自己疼痛管理指導管理、 在宅肺高血圧症患者指導管理、 在宅人工呼吸指導管理を受けている状態。 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認め られる状態の利用者様に算定します
退院時共同指導加算 （ 1 回又は 2 回 ）		800 円	1,600 円	2,400 円	退院又は退所する前に、訪問看護ステーショ ンの看護師が退院時共同指導を行った後、 指定訪問看護を行った場合に算定します。
特別管理指導加算		200 円	400 円	600 円	退院時共同指導を実施した利用者様の中 で、特別な管理を必要とする状態にある 利用者様に対して算定します。
退院時支援指導加算		600 円	1,200 円	1,800 円	特別な管理が必要な利用者様に対して、 『退院日』に在宅療養上必要な指導をした 場合に算定します。
在宅患者連携指導加算		300 円	600 円	900 円	訪問している医師及び薬剤師などの関係職

(適応時／月 1 回まで)				種間で情報を共有した時に算定します。
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200 円	400 円	600 円	利用者様の治療方針変更時に在宅医師とカンファレンスを行った場合に算定します。
看護・看護職員 連携強化加算	250 円	500 円	750 円	介護職員が喀痰吸引等の業務が円滑に行われるように同行訪問や会議への出席をした場合に算定します。
訪問看護医療 DX 情報活用加算	10 円	10 円	20 円	マイナンバーカードを使用して、利用者様の保険証の管理や診療情報を取得し、計画的な訪問看護を実施した場合に算定します。
訪問看護ベースアップ 評価料 (I)	80 円	160 円	230 円	職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、評価する加算です。

【 訪問看護情報提供療養費 】

訪問看護情報提供療養費 1	150 円	300 円	450 円	利用者様の同意を得て、市町村役場や保健所に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定します。
訪問看護情報提供療養費 2	150 円	300 円	450 円	利用者様の同意を得て、小学校や中学校、特別支援学校に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定します。
訪問看護情報提供療養費 3	150 円	300 円	450 円	利用者様の同意を得て、入院・入所時に、主治医に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定します。

【 訪問看護ターミナルケア 】

訪問看護ターミナルケア 療養費 1	2,500 円	5,000 円	7,500 円	在宅でお亡くなりになった利用者様に対し、死亡日及び死亡日 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に算定します。
----------------------	---------	---------	---------	--

(2) 保険適用外の利用料金 (消費税を含む)

① 保険適用外の訪問 (訪問計画以外に訪問看護を希望される利用者様が対象)

30 分 5,000 円 (税込)

60 分 10,000 円 (税込)

(但し、主治医からの訪問看護指示書が必要になります)

② 交通費

和歌山市・岩出市にお住まいの方は『 無料 』です。

サービス提供地域を超えた地点から、片道 5 km 毎 500 円 (税込)

③ 死後の処置料金

ご希望に応じて死後の処置を実費 (15,000 円 税込) にて行います。

訪問看護サービスにかかる加算についての同意書

介護保険の加算項目

初回加算 (初回月のみ)	緊急時訪問看護加算 (ひと月に1回)	特別管理加算 (ひと月に1回)	看護体制強化加算(Ⅱ) (ひと月に1回)
サービス提供体制強化加算 (1回の訪問につき)	退院時共同指導加算 (退院時に1回 or 2回)	複数名訪問看護加算 (適応時)	長時間訪問看護加算 (適応時)
看護・介護職員連携強化加算 (適応時)	ターミナルケア加算 (お亡くなりの方に1回)		

医療保険での加算項目

難病等複数回訪問加算 (適応時)	緊急訪問看護加算 (適応時)	長時間訪問看護加算 (適応時)	複数名訪問看護加算 (適応時)
夜間・早朝訪問看護加算 (適応時)	深夜加算 (適応時)		
24時間対応体制加算 (ひと月に1回)	特別管理加算 (ひと月に1回)	訪問看護医療DX情報活用加算 (ひと月に1回)	訪問看護ベースアップ評価料 (ひと月に1回)
退院時共同指導加算 (退院時に1回 or 2回)	特別管理指導加算 (退院時に1回)	退院時支援指導加算 (退院時に1回)	訪問看護情報提供療養費 (適応時)
在宅患者連携指導加算 (適応時)	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(適応時)	ターミナルケア加算 (お亡くなりの方に1回)	

開始日 2025 年 月 日

2025 年 月 日

スマイヤ訪問看護ステーション

説明者 榎本恵美 印

私は、上記該当項目の訪問看護サービスにかかる加算の説明を受け、
サービスを利用することに同意します。

利用者名 _____ 印

家族名(代理人) _____ 印

個人情報提供に関する文書

本ステーションでは、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針のもと、ここに利用目的を特定します。

あらかじめ利用者本人の同意を得ないで必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

- ① 事業所は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者の個人情報を厳重に管理してまいります。
- ② 事業所は、サービスの申し込み・サービスの提供を通じて収集した個人情報は、利用者・家族の心身の状況説明・記録・台帳の作成等といったサービス提供のために必要に応じて利用させていただきます。
- ③ 利用者の個人情報は、サービス提供以外に、より良い在宅生活を継続していただくために、必要に応じて第三者に提供される場合があります。
 - イ) 病院・診療所・薬局及びその他の事業所及び当事業所内とのカンファレンス等による連携・在宅療養に必要な照会
 - ロ) 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会
 - ハ) 審査・支払い機関へのレセプト提出
 - ニ) 保険者(市町村)への相談・届け出及び照会への回答
 - ホ) 学生等の実習・研修を受け入れている期間

指定訪問看護サービス(指定介護予防訪問看護サービス)の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項・個人情報保護法の取り扱い等の説明を行いました。

令和 7 年 月 日

スマヤ訪問看護ステーション

説明者 榎本恵美 印

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項・個人情報保護法の取り扱い等の説明を受け、指定訪問看護サービス(指定介護予防訪問看護サービス)の提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名

印

電話番号

代理人

住所

氏名

印

続柄

電話番号

家族代表者

住所

氏名

印

続柄

電話番号